

原告は、今回、準備書面を3通提出した。第9準備書面では、今回の裁判における全ての請求が監査請求前置の要件を満たしていることを説明した。第10準備書面では、西須磨道路訴訟の紛争経緯について、正しい事実関係を整理した。第11準備書面では、神戸市が行った環境影響に関する独自評価書について被告側の反論
5 に対して再反論を行った。

いずれも重要な論点である。

監査請求前置の要件については、本件請求の対象が、本件事業に関する契約締結行為と支出命令という財務会計上の行為であり、何ら要件に欠けることはない。

また、環境影響に関する神戸市の独自評価については、被告の論難が非常に一方的
10 的でありPM2.5の調査、騒音あるいは交通量の激増する点について、悪化する面や不合理な点には触れずに、都合の良い点ばかりを記載した不誠実なものであることを、あらためて論証した。大気質の調査について、もともと神戸市が過去の調査で7項目の調査が必要と提案しておきながら、今回の独自調査では理由なく3項目にとどめていることから、手抜きと評価されるのは当然である。

何よりも注目すべきは、第10準備書面で述べた経緯の真実である。この書面では、一つ目に阪神・淡路大震災後に住民が市長宛に行った質問の真意、二つ目に神戸市が「住民の理解と協力を得る」と明言したこと、三つ目に公園遊歩道の暫定整備について事実上の合意があったこと、四つ目に神戸市がこの合意を一方的に反故にし、一方的に計画道路の車線数を変更したこと、五つ目に第1次調停の打ち切り
15 20 に至った正確な経緯を、それぞれ説明している。

とりわけ重要なのは、公園遊歩道の暫定整備に関する事実上の合意の点である。

特に、公園遊歩道暫定整備の合意に関する詳細な事実の流れを7頁～10頁にかけて主張したので注目されたい。平成20年9月11日に、西須磨都市計画道路公害紛争調停団の宗岡事務局長と、神戸市都市計画総局工務課比留井主査との間の非
25 公式協議で、意見交換が行われ、「このままでは同問題はいつまでも終わらない。そこで絶対作るという神戸市と、絶対反対という地元住民との決定的な対立を止め

で解決に導くには『暫定整備』という形で桜木町の須磨多聞線用地を公園遊歩道として整備するしかない。これであれば、神戸市は『将来、須磨多聞線は絶対に作るが、地元の反対が強い現状に鑑みて当面は公園遊歩道として暫定的に整備するだけである』と説明できるし、地元は『当面の須磨多聞線建設は回避した。将来については将来の住民の意思に任せる。』ということが可能である。」という方向で進めることで意見が一致したのが大きな一歩であった。

これを受けて、工務課内の上層部への働き掛けが行われ、平成20年10月17日には都市計画総局伊藤総局長の決裁を得て、「これで大方の内部調整は終わった」との報告があった。そして、11月5日には、都市計画総局工務課と、桜木町自治会と西須磨都市計画道路公害紛争調停団の3者協議が行われ、その席で「暫定整備の基本方針」について一定の合意が得られた。この協議の詳細は、神戸市の公文書である「須磨多聞線の今後の進め方について」と題する報告書（甲B26号証）に記載されている。

これを踏まえて、桜木町自治会は11月16日に機関決定を行い、西須磨都市計画道路公害紛争調停団も10月26日の世話人会で議決を行った。そして、平成20年11月21日の第29回調停期日で、神戸市は、「地元の要望は聞いている。それを踏まえて具体的な整備の在り方について議論をしていくことは間違いない。それも一つの案として検討していく」と発言したのであって、その発言は調停期日調書（甲D37号証の第3項）にも明確に記載されている。

被告は、この合意が、自治体としての法的な合意として確定したものではないことを強調しているが、重要なのは事実である。事実として、その方向で進めることで意見が一致したことは甲B26号証から明らかであり、この経緯を理解することが本件紛争の本質に迫る最重要ポイントである。